

大洲市歴史的風致形成建造物保存対策事業費補助金 概要

1. 事業目的

「大洲市歴史的風致維持向上計画（第2期）」（以下、「認定計画」という。）で定める重点区域において、歴史的風致形成建造物の修理等を行う者、また歴史的建築技術者の育成や市民意識の向上を目的としたイベントの主催者に対して補助金を交付することにより、本市固有の歴史的風致形成建造物を保存し、本市の総合計画で定める美しい町並みづくりの推進を図ることを目的とする。

2. 事業期間

令和5年度～令和13年度（認定計画期間内） ※認定計画期間：令和4年度～令和13年度

3. 事業内容

- (1) 歴史的風致形成建造物の修理等に対する補助 【ハード対策】
- (2) 住民活動（歴史的建築技術育成・住民意識向上）に対する補助 【ソフト対策】

4. 補助対象者

- (1) 修理等を行う歴史的風致形成建造物の所有者等
- (2) 研修、イベント等の主催者

5. 補助対象物件

歴史的風致形成建造物に指定した物件
※認定計画に掲載する指定候補（63件）から指定

6. 交付条件

- (1) 過去10年以内に国の補助を受けた箇所の修理等は対象外
- (2) 同一物件への補助は、認定計画期間内で1度限り
- (3) 補助後10年間の適正管理と一般公開を義務付け

7. 補助率及び限度額

項 目		補 助 対 象 経 費	補助率	限 度 額
歴史的風致形成建造物の修理等	外 部	原則、従前と同じ素材及び工法による屋根葺、外壁、建具、庇等の修理に要する費用	2/3	1000万円
	内 部 (一般公開範囲)	歴史的価値が高いと判断される内部仕上（天井、内壁、床）、建具及び造作（床間、付書院、欄間等）の修理に要する費用		
	構造部	歴史的価値が高いと判断される軸部及び小屋組の修理並びに滅失を防止するために必要な耐震改修に要する費用		
	付属工作物 (一般公開範囲)	歴史的風致形成建造物と一体で歴史的風致を形成する塀、門扉等の修理及び修景に要する費用		
	設計 監理費	上記修理又は修景に係る設計及び工事監理（測量及び試験を含む）に要する費用		
住民活動	研修費等	歴史的風致形成建造物の保存又は市民意識の向上に資する研修会及びイベント等の開催に要する費用	2/3	50万円

8. 財源

- (1) 社会資本整備総合交付金 1/2
- (2) 一般財源 1/2（ソフト事業は全額一般財源）